

(第三部)

## 第五回 参議院地方行政委員会会議録第十六号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午後一時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○地方税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○シャウブ博士との会見に関する件

○委員長(阿木義祐君)

これより地方行政委員会を開会いたします。

今日の議題は、地方税法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○西郷吉之助君

これ先ず予備審査をいたします。木村國務大臣は追つて見ます

正する法律案、これを先ず予備審査をいたします。

○西郷吉之助君

大臣がお見えになる前に地方税法の改正につきまして、いろいろお伺いいたしたいと思いませんが、

第一点として伺いたいと思いますが、

百三十四条の二といふ今度新たに追加される入場税のことあります。

そのところに「市町村民税の標準賦課額の見込額に政令で定める率を乗じ

た額をこえる市町村」というその点な

どあります。実はその改正案の趣旨は、例えは兵庫県の宝塚といふ

なあいふうな特殊な市町村におい

て入場税賦課税の收入が必要な程度以

上に非常な多額に上りまして、宝塚の

存在するあの村におきましては、年額四千万円というが、これらの市町村に

対しまして、道府県がその賦課率を制

限しようとするとありますけれども、この百三十四条の二の新らしい

改正案によれば、これらの適用を受けますところの市町村は、只今申上げま

した二の前文の「市町村民税の標準賦課

課徴額の見込額に政令で定める率を乗じた額をこえる市町村」となつております

まして、どういうふうな市町村がこれに該当するかといふふうなことが、この條文ではつきりしておりません

し、そうしてこの新らしい改正案に、政令で定めるとなつておりますと、全

く政令に一方的に任せられておりまし

うよろくなになつております。併

しながら、かような市町村の自治に對

しまして制限するようなことは、こ

れは重大な問題であるのみならず、

一方的に禁止的制限でありますから、

こういうようなものは、單にこの條

文に政令で決めるといふふうなことでなく、これは立法事項でありますか

ら、この改正案にその政令の定めると

この倍率をこの條文中に規定

することが適當ではないかと考えるの

であります。よつて百三十四条の二、

その政令の問題であります。こうい

うふうな倍率はどういうふうなことに

なるのか、又只今私が申しました、こ

ういうふうな政令に一方的に一任し

て、政令で規定するのは、入場税がこ

べまして、その限度において制限した

ことなるかということを公会団体で調

べます。それからこれを法律に規定せずに

して、政令で規定するのは、入場税がこ

べまして、その限度において制限した

ことなるかといふふうなことを公会団体で規

定するにはおかしいではないかと、こ

ういうことございまが、これは入

場税を制限したものは、これは府県が

定するのではなく、たましくそういうよ

ういうことございまが、これは入

入場税の收入で殆んど財政收支が賄わ

れて、外の税収は減税してもいいとい

うような極端な制限をする趣旨で設け

たものでござります。ただその限度を

どうするかといふふうなことは、この入場税

が地方に委譲された本來の性質は、地

方自治体警察、これの財源を中心とし

て委譲した次第でござります。この率

は政令で、地方自治体警察の経費にな

るといふものが、普通税收入の何割程

度となるかといふふうなことを公会団体で調

べます。それからこれを法律に規定せずに

して、政令で規定するのは、入場税がこ

べまして、その限度において制限した

ことなるかといふふうなことを公会団体で規

定するにはおかしいではないかと、こ

ういうことございまが、これは入

場税を制限したものは、これは府県が

定するのではなく、たましくそういうよ

りますから、こういふうに実際に今

言われたように都道府県で取るのは

なく、取つたものを各市町村の財政の

援助に充てるというよろな、その結果

はつきりと明確にその倍率を規定して

ここに載せて置くといふうなことが

ベターではないか、さよう私は考

ますが、その点について今一度政府

の所信を質して置きたいと思います。

○政府委員(森田保君) これは市町村

の重要な財源に関する 것입니다

たしまして、市町村対府県の問題とい

りますから、成るべく法律に書きたいのであ

りますけれども、ただこれもこの個々

の市町村につきましてはともかくとい

止することなく、こういふうなこと

はただ單なる手続ではないのであります

すから、こういふうな改正案の中に

はつきりと明確にその倍率を規定して

止すことなく、こういふうなこと

はただ單なる手續ではないのであります

すから、こういふうな改正案の中に

はつきりと明確にその倍率を規定して

係も考慮いたしまして、政令に譲つた

次第であります。

で非常に重大なことであると思うのであります。誠に御審議の上、御了承をうけた上で、この問題は、地方財政当局の御審査も私には實によく分るのであります。が、こういうふうな例えはこの間の配付税の問題につきましても、あの場合においては、ちゃんと法律で規定してあるものを、大藏当局が勝手に自分の都合のいいように解釈して、國家と地方の財政の調和を破り、その時の國家財政を糊塗せんがために、その負担を一方的に地方に掛けるというような事実も先般起つたんであります。が、そういうふうに法律に明記してあっても、どうふうなことをやるものもあるのでありますから、こういうふうに政令の運用の際に、そういうふうに、非常に地方公共團体のために、非常な憂情を以て当局が運用されれば非常に結構であると思うのですが、例えは配付税の場合には法律で明記してあっても、それをその年度々々、勝手に自由に上下するというよくなことができると、いうことを事實やつたのでありますから、ああいふうなことを見まして、私も大藏大臣にその点を大きいに質問したのであります。が、そういうことはできるといふうことの御見解であつたので、私は誠に遺憾に思つたので、法律に明記してあっても、ういふることは非常に自治体の発達令で定めるということは必ずしもいかんということではありませんが、そういうふうなことは非常に重大なことであると思ふが、伺つておきたいのであります。誠に地方財政当局の御審査も私には實に

の上にも、又そういうふうな運営もよろしきを得なければ非常なる害事も起るのでありますから、できることならば、こういうふうな改正案の際に、その政令の倍率を明記して置くといふことが、例えはその倍率を一定に規定しなくとも、それが勘案できるようになりますから、そうして明確に、こういうふうなことはあり得るということを明確に示して置くといふようなことが、單に政令で一方的にやるよりはいいと思いますが、これ以上私はこの点について追求もいたしません、又財政当局の御衷情もよく分ります。ただ重ねておきではその政令、財政当局がお考えになつておりますところの政令の内容でありますから、その倍率について大体どういふふうな恰好になるかということをちよつと伺いたいと思ひます。

する財政委員会なり地方自治委員会会議といふものにおいて審議されますので、そら國の勝手にとやかくするといふことは起らないと思います。併しあつしやいましたことは誠に御尤もであります。私は法律に掲げても不安のない場合が出来ると思いますので、運用しておる間におのずからはつきりした革新的なものができるれば、そういう際には或いは法律に掲げても不安のない場合が出るだろうと思います。それはそのときのことにしてた方がいいのではないかと考えております。それから現在研究の結果大体考えております政令の改正案といったしましては、大都市を、人口五十万以上の市、つまり六大都市と、それから人口十万以上の市、中都市と、それからその他の市、小都市と、それから町村を警察のある町村と、ない町村、こう五つの段階に区別いたしまして、それへ上り五倍、四倍、三倍、二倍、一倍、これくらいの率を以て決めたいと考えております。

○西郷吉之助君　この前二十四年度予算並びに地方配付税の法案が提出されました際から非常に懸念となつておりましたところのシャウブ博士が一般來に安本長官と同道されまして、親しくシャウブ博士と御懇談相成つたよに存じますので、殊にその御会見の内容の中地方財政に関する分につきまして、特にその点につきましては、本委員会の我々いたしましても非常に关心を持つておる問題でありまするが、できるだけざつくばらんに内容をお話願いたいと思ひます。

○國務大臣(木村小左衛門君)　西郷委員の御質問は誠に時に即應いたしましたる重大なる御質問であると考えまして、私共誠意を以てお答えを申上げようと思つております。シャウブ博士が來朝いたしましたとの翌朝通達があつまつして、一昨日でござります。太藏大臣、安本長官、官房長官並びに私に面会がいたしたい、但し今日の面会はこれから度々折衝を重ねなければならぬところの、諸君がボストンであるから、ほんの顔を見知り合うところの、日本でいえば、言わば顔隠しだけのことである、三十分間を以て終了するようにお出でを願いたい、こういうことをありました。従いまして私共も相当この会見につきましては準備いたしてあります陳情の内容もありましたけれども、そういう説得書類というか、その材料を携帶いたしませんで、ただ挨拶のために行くことにいたしまして、シャウブ博士並びにその従員五名であつたと思いますが、まだあとから三名

未満の人があつたそらであります。これに一堂に会しまして面会をいたしました。最初そういう心組で面会いたしましたけれども、会つて見ますると非常によいチヤンスでありまして、世間話をして暇を告げるだけでは誠に無駄であると思いまして、私はこういふ機会を取上げて、先ず第一印象に地方財政のことを深く最初にいうて置かなければなりませんしと思いましてから、概要只今申上げるようなことを許を得ましてシャウブ博士に話して置きました。

その大体の要点は、「私の担当する地方財政の問題は民主的改革、経済再建にも最も深い関係を持つものであります。その解決にいろへ努力して來たのであります。まだ道轍であるが十分なる只今まで成果を得られないことは誠にお恥かしい次第であります。今回貴使節團の御来朝を機会に、こういうふうな私の力に及ばないところの問題を解決できるものであると私は期待いたしまして誠に衷心から喜んでおるような次第であります。地方財政の現状につきまして、地方財政の問題は、一面において國庫財政と共に經濟に關する重要な問題でありますし、他面においては地方問題の基礎を解決するところの、いわゆる國是の基本をなすべきところの問題でもあります。從來明治以来の日本のやり方というのは、御承知のように國民すべての指導精神といふものは、富國強兵というよくな指導精神において引摺られて参りました。従つて富國強兵を易満させめて行く上においては、中央のいわゆる專制的な中央集権で行われて來た、その中央集権の來たるところは政治經濟すべて

いうふうなことは非常に自治体の発達

中止することにいたしまして、西郷君  
つたと思ひますが、まだあとから三名

が口元集林で行なわれてゐた。この口元集林の來たるところは政治経済すべて

がこれに包含されておりまする關係から、只今のことき誠に冷感なる敗戦の日本が憂き日を見て地下に呻吟しておりますのも、この中央集権の結果に外ならんのであります。この中央集権の結果そのために地方財政に及ぼすところの深甚なるところの影響は、その惰性が今でも渗透しておりますて、昨年來完全なる地方公共團體の独立を図つて地方自治の完璧を期待したつもりでありまするけれども、ただ法文の上においてこれが作成せられた作文のみでありますて、又一方では地方財政、地方税法といふようなものも慎重な審議の上でこういう法律を確立しておりますけれども、先刻申しました通りこの運営に至りましてはまだ中央集権というような形が抜けない、國と地方といふものが、まるで地方が國に隸属しておると、いふような形になつておるということを、最初においてジャウブ博士の頭の中に深く入れておいて頂きたい、國と地方といふものは、これは個々のものではない、二者不可分の關係にあるところの國家經濟である、從つて地方財政も國の財政も均分的なものである、兩々相俟つて始めて完璧を来たすものであるといふことは、これは論を俟たない次第でありまするが、この点は長い間の惰性によつてまだ國民の頭にも十分理解されておらないが、列席の閣僚諸公に向つて口はばつたることであるが、まだ中央政府においても十分にこれが渗透しておらんようには考えます。よつて、今日はこういふことを申上げるつもりではなかつた、ただ御挨拶に伺うといふことの御趣旨でもあるし、そういう機会ではないと思ひまするが、私の誠意の盡る

ところをこのチャンスを捉えて頂くためにこのことを頭に入れておいて頂くために敢て申上げる次第であります。詳細は、いずれ私共の方で準備いたしております詳細な資料を提出いたすつもりでありますから、その提出によつて御審議をお願いいたしたいと思います。尚お手許にもいろいろと材料をお持ちのことと思しますから、総合して我々の期待に副うように、勝手でありまするが、どうぞ十分なる御検討をお願いいたしたいということを切望して止まんところであります。」

大要そういうようなことを申述べておきました。シャウブ博士も、「よく分りました、我々が参りますまでも、考慮しないではありません」といふようないふことでありまして、尙「地方財政について、これからも机の上だけの調査はいたしません。これから各公共団体もつと廻つて、各地方を廻つて見て、十分な調査をするつもりであります」と、こういふ回答を得ました。それで私共地財委におきまして、提出します材料を今作つておりますが、「これは実は閣議にも掛けませんよなうなことです」と、いうのは、閣議に掛けますといふと、又いろいろ時間が掛かります。甲論「駄目」、これはどうも地方財政のことと云ふと、従つて國の財政の方に大分関係が多いものでありますから、なかへ閣議に掛けて決まりたものを持ち出すといふようなことは、地財委の方でも言いかねますし、又大蔵省の方でも安本の方でもそらしく門の意見としましてこれを提出する

もりであります。只今翻訳をいたしておきますが、大体の大綱につきまして、一應御説明いたします。一昨晩も地財委の委員は九時過ぎまで掛かりまして、いろいろ推敲に推敲を重ねまして、数十回の会合をいたして成案になつておりますのであります。これは実は衆議院では内意を得ておることでありますたけれども、まだ成案になつておりますので、昨日千葉委員から詳細に質問の要求がありましたので申上げませんでありますたが、ここで一應御報告いたしますことがよからうと思います。ここにプリントがありますから、これをお政府委員から一つ内容だけずっと御説明申上げます。

でないことが遺憾である。その状態を簡単にいえば、與えられたる税源が不足しておるので、地方の予算經理が非常にむずかしい、従つてこれを脱うについて、地方税の課率を急激に引上げをしたり、或いは零細な税種を漁つておる、又地方債を相当に発行しなければならないようになつておる、又地方自体の財源が不足しているから、何か仕事をしようとはすれば、國庫補助金が負担に頼る他に仕方がない、更にそれでは財源が不足しておるので、好ましい方法ではないけれども、地方團体が負担すべき経費を他の團体に転嫁したり、或いは住民から直接労役の提供を受けたて處理したり、或いは強制的な寄附金を募集したり、甚だしきは毎年度の歳入を繰上げて使つたりしておる、從つて地方財政には自立性がなく、國に依存する度合が少くない、如何に行政制度に対する改革を行なつても、地方自治の強化は夢つてしない、そこで地方財政改革のためにいろいろな位置を講じなければならないけれども、差當りここには税制以外のことは省略する。そこで本論に入りますて、地方税の現状について述べておりますが、先ず地方税の總額が不足しておる、次に地方税に強力な財源が欠けておる、それから地方税の中には負担過重と思われる税が多い、そういう点が現在の地方税制の欠陥である、それでこれを改革するのはどうしたらよいか、具体案はございませんけれども、方向につき計算しても、現行制度では二千五百億円の地方稅收入が入るが、併しこの額

では今まで述べたような事由により、地方財政を円滑に運用するには不足している、従つてこれを増額しなければならん、況んや本年度は一千百余億入るべき配付税を、國の都合により半減しておる、その結果地方財政税源が不足しておる、従つて差当り本年度中ににおいては、少くともこの額では、何らかの措置を講じて増額しなければいけない、元へ戻さなければいけない、次に地方税を拡張するトすればどうなる、國民負担がむしろ極限以上に達しておる現状に鑑み、國民負担をこれ以上増すといふ方法において地方税を廃やすことはできない、従つて國と地方との配合を改める方向へ持つて行かなければならぬ、そこでどういう税において、そのような方法を講じたらよいか、租税を所得税、収益税、消費税、流通税の四つに分類することが通説になつておりますが、その中収益税はもうすでに現代においては價値の少ないものになつておる、流通税につきましてはむしろ新らしい種目でありますけれども、我が國においては取引高稅を創設して見たけれどもよい結果を得てない、従つてどうしても所得税と消費税において拡張を考えなければいけない、併しその中所得税については國稅として、所得稅及び法人稅の二つができる、併しその中所得稅については國稅として、所得稅及び法人稅の二つがあるけれども、その三分の一程度は配付税として地方の財源となつておる、又地方財源中にも、住民稅といふ所得稅と満足すべきものがあるのですから、この兩者を合せれば先づ所得稅についての國と地方の分配はこの程度で満足すべきであろう、欠けておるのは消費稅の分け方が不均衡である点であ

る、殊に消費税中最も多額を占めます  
る酒及び煙草に対するものが、殆んど  
國に独占されておるところに、地方稅  
の欠陥があるから、どうしても地方に  
酒、煙草の消費稅を作る、或いは現在  
あります酒の消費稅を増額しなければ  
ならない、それから現在の稅負担の中  
に不均衡に高いものがあるから、これ  
は下げなければならない。ただそれに  
は代りの財源を要するから、他に増稅  
し得るものがあればそれでもよいけれども、  
どうぞでなければ經濟の回復を待  
つて、自然增收の多額に期待される時  
まで待たなければならぬ、その稅は考  
例示的に事業稅以下の稅が考えられ  
る、尚その他に法定稅目から除外して  
も然るべきものがある、最後に地方財  
政委員会の委員長としての御意見とし  
て、向うに報告される予定になつてお  
ります。

るということに対するお考えは、一應説明を承つたのであります。現在徵收されておる各税の中独立税として創設をするか、又は國が取つておる収益税等の中、地方へ議決すべき問題に対しする税目についてのお考えがあるかなつか、その点を一つ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 只今お述べになりましたのは、収益税で地方に移すものがあるかということですね。

○島村軍次君 そうです。

○政府委員(萩田保君) 現在國稅におきまして収益税というものは全然ないでござります。

○島村軍次君 所得税、収益的な所得税のごとき意味で……

○政府委員(萩田保君) 所得税につきましては、先程読み上げました中にもござりますように、恰好は所得稅及び法人稅として國稅で取つておりますけれども、その中の三三・一四%といふものは地方配付稅であるのであります。これは元來地方の稅である、たゞこれが今年は都合により削減されましたがことは、極めて遺憾であります。尙ほ本質的には地方の稅であります。従つて少くとも所得稅、法人稅に関する限りは三分の一は地方稅であります。尙ほ地方に住民稅がございます。これは先づ所得稅と見ますれば、大体總體として所得稅は半々ぐらゐに分けられておる、従つてこの程度で十分ではないか、従つて所得稅、収益稅系統のものにおきましては、地方に分けるといふようなものはないのじやないかと、こう考えます。

○島村軍次君 そこで地方の独立税として、創設するものについての何らか

○政府委員(荻田保君) 現在國稅に残つております課目は、本当に十前後でありますて、殆んどこれを地方に移すといふようなものはないと思ひますが、ただ先程申上げましたように消費稅といいたしましては、國と地方の分かれ方が不均衡であるから、この一部を地方に委譲されたい、つまり形は酒消費稅の増率及び新たに煙草消費稅の創設、こういふような問題におきまして、この点を解決したい、といふように考へるのであります。

○島村軍次君 國務大臣の説明に対する質問は、「これで一應打切られまして、地方稅法一部改正に関する全体についての問題に移つて頂いて、質疑を続行いたしたい」と思ひます。

○西郷吉之助君 では先程に引続いで、もう一点入場稅について質問したいと思います。第七十五條のところであります。が、今回の政府の改正案によりまして、この入場稅の課稅対象が細かく第一種より第四種に詳細に区分せられておるのでありますて、その内第一種、第二種につきましては百分の五十、第三種につきましては百分の六十と本稅、附加稅合せてそういうふうなことになつておりますが、その内で私は第二種に属しまする課稅対

再建といふような意味から考えますと、地方税の財源ということも重要であります。一方に教育の資料を得るためにそういうふうに見学に行く者にとりましては非常な過重となり、又文化國家の再建といふものに障害を來たすような結果に相成りはせんかといふことを慮れる者であります。これが今日そういうふうに動物園とか博物館等に課税されるといふことが段々分つて参りまして或いは陳情となり非常な関心を持つてこの審議の経過を見ておるようですが、この点につきまして、できることならばこういうふうに課税を得てそちらで地方の財源を豊富にする点は誠に必要ではあります。が、只今申上げましたような誠に忍び得ざる文化の上、又教育の上につきましては非常に必要なものでありますので、それらの入場者に対しまして、かような百分の六十という入場税を取るといふことは誠に忍び得ざるものがあると思う、これらの点につきましては、何んとか政府におかれましてはこの運用について緩急よろしきを得るような方法をとられたる非常によいのでないかと思うのでありますが、この点につきまして卒直に一つ御意見を承りたいと思います。

議院でもこれが問題題になりまして、衆議院の地方財政委員会でもそういう文部委員会の意見が述べられておりまます。私は見ませんが、今こへ参りますしてから聞きますると今日の鏡新聞の論説にも論じてあるらしいのです。これは誠に御尤もなことでありまするが、これを立案いたしましたのはこの精神は、そういう税を取るということで立案したのではありませんで、非常に善意に便宜を與えるという意味でこれは立案したのでありますと申しますのは、現行法では細かい額を一指定して、入場税にどれ／＼を以てどれどれの税額を課するというような細目についての仕上げの規定がない、ただ入場税は十五割取るということだけでありまして、若し地方財政が窮地に立ちまして、俗の言葉で申しますれば、どうもこうもならん、さつちもならんといふ時には博物館でも、動物園でも、そういうような公共施設の、いわゆる文化施設、学術研究のようなものにおいてやはり入場には違いないから十五割取られると大変だ、この法文に規定して置かんと、取られるのだ、それではないけないから、今度は細目に分けて取らない、ということはどうも作文の税法の上で、どうしても特例を設けるより外はないのだから、最高限度六割しか取れない、こういうふうに規定した、非常な善意に発案をいたしました法文でありますと、お説のこときができますようになります。その法文を

適用して、これまでにも十五割といふになつておるものを取りない、東京でも大阪でも名古屋でもあつたようあります。その六割は大体最高限度を示したもので、公共、公益設置、これは最も第一義的なものとしてこれを取らないよううに一つ指令をいたしますつもりでございまするから御安心を願いたいのであります。大体そういうわけであります。

ですが、先づきのシャウブ博士に対する地財の意向の纏まりました点につきまして、ちよつと御質問申上げてみたいと思います。——それではお許しを得まして、大臣にちよつとお伺いたいと思いますが、先般地方配付税の問題につきまして、この委員会の御答弁の時に、地方としてはどうでも将来いい政策を確立しなければいけないというので、所得税或いは營業税の附加税を地方に創設したらどうだろかというような御意見が木村大臣の御意向として言われたと思つておりますが、只今の地財のお言葉によりますと、所得税はもう殆んどこれは地方と中央と半々くらいに相成つておるので、消費税において地方と中央との配分の均等を得たいといふような意見が今度地財からのシャウブ博士に申出られたるよう考へるのであります、先般申されましたか、所得税及び營業税の附加税を創設して地方の自治体の税制確立をもう少し強固にしたいといふようなお考へはあらわれるかどうかといふような意味を一つ大臣から御返答をお願いいたします。

慎重を重ねまして、今度は何としても  
本当の確固たるところの動かすべから  
ざる不動のものをシャヴァ博士の來朝  
を機会に作つて置かなければならんと  
いう信念の下に、非常に慎重に検討、  
研究いたしました結果が次のようなこ  
とに只今までのところ……、又変更せ  
ざるを得んかも知れませんが、只今の  
ところの構想は次のようく考えており  
ます。これは一つ政府委員から詳細に  
御報告いたします。

○深川榮左衛門君 そうしますと、手つ取早く言いますと、政府としては只今のところ所得税及び營業税の地方附加税を取るということは考えておられないわけですね、前のお言葉とは、まあ大臣のこの間までの考え方とは違つて来た、政府としても取る意思は、そういう制度を設ける意思はない、こうおつしやるのですね。

○政府委員(萩原保君) 只今のところそのように相成つております。

○委員長(岡本覺祐君) 只今の御質問は非常に重大なんですが、この間配付税法につきまして審議しましたときに、木村國務大臣並びに大藏大臣から、將來は地方財政の基礎を確立するために所得税並びに法人税の附加税制度というものに戻るようすにべきだと現在は考えておる、そういう研究をするといふお話をあつたが、それで總理大臣に対しましても出席を要求しまして、そういう御意想があるのかどうか、ということを確認したのですが、この委員会においてそういうふうに考えておるといふう御答弁があつたのであります。その方針がぐらつと引つくり返つて変つたかどうか、そういう研究をこれからどんどんくせられて、研究の結果やはりその方がいいということになれば、やはり附加税制度にお返りになる、こういうことになるのでありますか。その点大でありますからはつきりと御答弁願います。

○國務大臣(木村小左衛門君) 御尤も御質問でございますが、只今御説明申上げましたのはシャウブ博士に対しまして資料を提出するの資料の中に地財の意見を述べたものであります

て、これは政府の意見であります。大藏大臣は、これは分りませんけれども、その後閣議にも諮らず、又個人としても、それを見しておませんが、大藏大臣はやはり附加税に戻すような案をシヤウブ博士に提出するかも知れません。内容は私は分りません、これは政府として閣議で決まつたものではあります。これが地財といたしましては、どうも取ることは取れましょうけれども、これがあると非常に地方財政が圧迫を受けて、むしろ非常に一口に申上げますと損なんであります。特に所得税なんかは、一括所得税の決定が終らないと、幾ら附加税を取らうとしてもなかなか附加税が取れません。附加税を取ることになりますと、最近貨幣の妙な動搖がありまして、一遍税を取られると、そこに貨幣の均分的な流通に穴が開く、その穴を開いた後で地方税を取ろうとしてもながく地方税が不能になりますと、これは最近の例は御承知のことと思いますが、取れないと、非常に不能の向が起つて来るといふこと、非常に不利なものであります。つまり主たる原因ではございませんけれども、いろいろそいつしたことから総合研究しまして、尙もつとの利害につきまして政府委員の荻田君の方が非常に玄人でございますから、もつと詳しく説明いたしますが、大体の印象といたしまして非常に不利なものでありますから、配付税となつて来ると今年の法律の改正で率でも変更するといふことがあると大変ではありますけれども、大体配付税法が確立して來るということになつておるといふことがあると大変ではあります。この方が一番均等してうまく行き渡ることになります関係からああいう

ふるになつておりますが、あの法文をもつて一つ作るということになりますれば、そうするとやはり配付税の方がよろしいんじやないかということが地財の意見であります。地財がシャウブ博士を中心として申しますように、閣議決定でもございませんので、政府官体の意見であります。岡本委員長が仰せられますから、岡本委員長が仰せられますから、ようやくこれが政府の意見といふことになりますが、検討の結果或いは変なれば、検討の結果或いは変なれば、ならばなん場合も起つて来るかも知れませんけれども、只今のところ地財といたしましての意見としては先程西田君が述べたような意見でシャウブ博士に資料を提出するといふところなんだと思います。

ます。第二に、徴税手続の問題としまして、附加税として課税いたします。するところ／＼な問題が起つて来ます。例えば所得税中の半分くらいは源泉徴収になつております。従つてその徴収をするのをどう取るか、やはり徴収義務者にこれを徴收させるか、そなつて来ますると、その賦課率等を設けるまつて、團体によつて差等を設けるようなことができるかどうか、それから又徴税團体をいづれにするか、具体的に申しますれば、埼玉縣から東京に通つて東京の会社で俸給を貰つている人は、所得税附加税を埼玉縣が取るか東京都が取るか、こういう問題がございます。又そういうことからいたしまして、所得税附加税の賦課率につきましては、これこそその地で課税しなくて、地方團体毎の伸縮性を持たせねばならないか、これらにつきましては、本當に賦課率の問題等が重要ななるのにやないかと思ひます。それから附加税の額につきましても、今のように國税の徵取が遅れておりますので、この決定を待つてから地方が更に附加税を課税するとなりますと、相當税金をもたらすので、やはり申告納税の問題になりますので、納税者が非常に不便を感じやしないか、いろ／＼こういう問題がございまして、善き三六、一四〇〇程度の配付税なら調整財源として足りない額じやない、むしろ十分過ぎるくらいであるけれども、先ず現在の地方政府財政状態の凹凸から見れば、この程度をもつても止むを得ないのじやないか、こういうような点で、所得税附加税は確実に配付税を法定率通りに還元する

る、こういう方針がいいのじやないか、このような結論に達したわけでござります。  
○委員長岡本要祐君 御質問ござります。  
○島村重次君 今回の改正案には直撃関係のないようなことでもあります  
が、一、二伺つて見たいと思います。  
住民税の千四百五十円と、地租の五百  
の五百との均衡という問題ですね。こ  
れの算出の根据といふものは一体ど  
うに置かれたわけでござりますか。  
○政府委員(萩原保君) 地租につきましては、これまでの当初の……、当初と申しますのは、昭和十五年改正當時の地租、家業税と營業税との比率、つまり同じ収益税内部における比率とい  
ういう問題と、当時の収益、つまり地  
租について申しますと米價の問題、こ  
れを決めております。それから住民  
税につきましては、昨年の給與べべ  
ス、或いは國民所得、或いは物價べべ  
ス、こういうものを睨み合せまして、  
大体六割程度の値上げは止むを得ない  
のじやないか、こういう点からこの増  
税の率を決めた次第であります。  
○島村重次君 そこで地租につきまし  
ては貝今御説明がありましたが、往  
し御承知の通り、農地は賣買價格もあ  
り、併し税の建前から申しますと、  
地租は非常に賃貸價格と申しますが、  
小作料等の関係から行きますと、收容  
の関係は非常に少いと思うのです。從

つておらず第一に從前の比率だけを基準にしてお上げになつたことは不合理があるのでないか、米價の問題は直接課税の問題と小作料との関係から言いましてもと安くすべきものじやないかと思うのでありますするが、それに対する御所見を一つ承りたいと思います。

○政府委員(萩田保君) 先程申上げましたように、事業税等の釣合いから上げたわけでござりまするが、もう少し數字的に申しますると、事業税、當時の營業税の課率は純益の百分の六であつた、それが現在百分の十五に上つておる、従つて二倍半になつております。地租の方は當時百分の八であつたものが百分の五百まで上つたわけであります。地租の方は又遙かに五百よりもなりました米價は二十三円程度であります。現在は二千円近く、こういう数字から見ますると、この数字だけでもありますと、これは又遙かに五百よりも更に上げなければならぬのであります。お述べになりましたように、地租と申しましても田畠等がござりますが、地租につきましては非常に小作料等におきまして強い統制が加わつて來る、殊にその基本をなしまする米價そのものにつきましても、他の物價に比べましてむしろ割安に決められておる、勿論地價も安く決められておる、こういふような関係もござりますので、先づこの程度、昨年の純益の倍にはなつておりますが、元から見ますれば、そのような割合からしますれば、むしろ内輪の数字で決めておるわけであります。ただそういうことになりますとこの税を収益で考えますと所有者の収益ということになりますが、お述

か非常に強く統制されておりますので、所有者の収益という面から申しますと、それ程上つておらないわけであります。従いまして収益税と言いまするか、むしろ使用税的な色彩が強くなつておる、そのようなわけで一時我にいたしましても、地租家屋税の引上げでなく、新らしく土地使用税、家屋使用税を作つたらどうかといふ考え方を持つたのでありますか、やはり新税を創設することにつきましては、いろいろの議論がござりまするので、差当たり地租家屋税の引上げに求めまして、その代り地代家賃につきましては、その額だけ引上げる、宅地及び家賃につきましてはこの法案成立次第引上げる通融をしております。それから田畠の地代、小作料につきましては農林大臣もおつしやつたそうでありまするが、大体この秋の小作料を納める時期までには或る程度の是正を考えておりまするというような状態になつております。

は正されることがなくして、一層その関係が強くなるという危機があると思うのです。そこで、この宅地租と田畠との課率を変えるということに適当ではないかと思します。その点に対して政府の御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(森田保君) その賃貸價格の不均衡は、お述べになりましたように、例えば一部の宅地の間における凹凸という問題に止どまりませず、宅地と田畠との間におきましても、或いは大きな差があるのかも知れないのです。ところが賃貸價格は御承知のように課税の標準になりますが、その賃貸價格は地代、家賃を基礎としたておられますので、これにつきまして、外の物價統制に比べて更にひどい統制が加えられておりまして、決して外の物價と釣合つてないのです。これにつきまして、ここにこの不動産課税の問題の困難さがあると考えるのであります。従いましてその物價政策を改めない限り、なかなかこの純経済的な見地からいたします、負担の均衡といいうようなことはむづかしいのじやないかと思います。それで現状を以てしても、田畠と宅地の間に差等があるのではないかといふ御説もありましたが、推測いたしますと、むしろ、田畠の方を軽くしろといふような、こういふような御議論のように結論においてあつたようでありますが、我々のちよつと考えたところで、むしろ逆に、田畠の方はむしろ生産が主であり、少くとも米價が上つておるから、むしろこっちの方を上げるべきで、殊にこれは殆んど疊地解放をされまして、小作といふものが殆んどなくなりましたので、地主の所得、つ

まり地代というような問題が余り影響しなくなつた、然るに宅地の方はこれは生活の問題でありますて、殊に家賃等、それに加えまして、自家用の家屋を持つていない人の負担、つまり都市の俸給生活者、都市の一般庶民に影響するところは大きい、というようなことから関連いたしまして、殊に家屋税との重複も考えますと、むしろこちらの方は少し下げてもよいのじやないか、こういうような考え方を持つておつたのであります。が、この際は一應一律に百分の五百まで引上げたような次第であります。

の地方において、この賦課率を五百の  
枠に決められたといふことが実情に合  
わないといふ結果が相当出るのではないかと予想されるのであります。その  
場合に賦課率を宅地と、それから田  
畠については小作地と自作地というう  
に分けることに対する御見解は如何  
ですか。

合うような場合があれば、これはむしろ不均等な課率を以て課税をして欲しいということは、昨年からすでに指導しておりますが、併しながら、むづかしいと見えまして、まだそのようないどを実行しておるところはないようであります。

○島村重次君 一應その問題はその程度で打切ります。

次に地方税法の百四十八條の、個人の營む農業に対する事業税については、当分の間は米穀云々のことが規定されております。最近になりまして、レートの決定に閑通をして、この養蚕業者の事業税に対しても、つまり理窟は、外國へ輸り生糸を輸出して、その外貨によつて食物を輸入した方がよいのじやないか、質問中ですからよく聞いて頂きたい、要点を申上げますと、養蚕等に関する事業税については、減税か、若しくは第百四十八條の規定のうちに養蚕等を加えて貢いたいという希望も出ておると思ひます。それに対する政府の御見解を一つと、それからもう一つ、最近煙草の事業税について相当強い意見が出ております。これは理論的に考えますと、いろいろ議論の余地があると思うのでございますが、たゞ事業税といふものは、やはり所得の捕捉によつて掛けられるものであると思うのであります。その煙草の場合におきましては、政府の事業であつて、他のものと違つて、米や穀類は主要食糧と同じように取扱うべきものである、従つてこの事業税は主要食糧と同じように取扱うべきものだと、いう議論が出ておると思いますが、それに対する政府の御所見を承りたいと存ります。

○政府委員(萩田保君)　お述べになりました点につきましては、昨年度この農業に対する事務税を設けました。卒直に私の見解を申述べさせて頂きますが、恐らくこのようないままでの地租と、いふ恰好による収益税の方が適当であるのではないか、こう考えるのであります。但し、いろいろな事情からしましてこれは先程不動産課税の問題につきましても申上げましたような事情からいたしまして、地租をそれが引き上げることはできない、そのような結果から事業税という形において農業に対する課税ができるなかつたわけでござります。そういう意味からいたしますれば、むしろこのよだな主食に関する部分を除くといふような除外規定を設げずに一律に取つた方が適当でないかと考えられるのであります。このむしろ租税理論的なことを離れまして、とにかく主食の確保ということ以上に重要なものであるといふような御意見もあると思いますが、一應主食の問題を第一の要件と考えまして、従つてこれに対しましては、今申上げましたように租税理論を離れて政策的にこれを免税すると、こういうよだになつたわけでござります。従いまして、その除外例の範囲は極めて限定するという、こういうよだな意味からいたしまして、當時養蚕、或いは煙草、或いは水産業等につきましても、いろ

いる議論があつたのであります。そのままにしてあるのであります。今爲替レート決定等に伴いまして、奉養が非常にむずかしくなるということからいたしまして、そのような陳情をしば／＼参つておるのであります。が、現在としてはまだその点につきまして、これを入れた方がいいというような結論には達しておらないような次第であります。

○島村次君 これは余談になりますが、税の獲得の上から、確保の上から言えども、標準率によつて掛けなければならんということは尤もだと思ふのであります。併しドッジ氏のこの問題の來航の時分に、日本では梓が多過ぎる、これはこれに適用されるわけでもございませんが、余りに標準率といふものを政府で統制されるということに対して果してどういふうなものかをむしろ標準賦課率以内で、といふ前の規定の方が適当じやないかと思ふのであります。勿論これは財源が不足の今日でありますから、それには相当のやけに議論もあるうと思ひますが、そこで同じ趣旨にいたしましても煙草にしておき、これは相当おのずから収益の計算によつて分れることでありますよが、併しその事業そのものによつては公益的な意味のものと、又獎勵的な意味のもの等おのづから分れて来るところが考えられると思うのであります。それで、そういう場合には課率の差等を設けるということは当然されていいと想ふのであります。これがまあたゞこちらの希望意見を私共の方の意見として申上げる程度に、大分長くなりますが、からいたして置きます。それからもう一つ承りたいと思ひますのは、今度の遊興税の徵收であります。今度私共般の財政委員会であつたと思いますが、大藏省の財政だけでは到底この確保が期せられないと思ふのであります。今度私共般の財政委員会としては現在の府縣の徵稅關係の吏員なれば、お答えは頗る要領を得なかつたのであります。但し地方財政委員会としてはどうお考えになつておりますか、又実際に確保をする

むを得ないと言えど止むを得ないでありますするが、果してこういふうなものを持ち、住民税につきましては、第一回から何回も出て参りましたで、今回はこういふうになつたのであります。只今よつと政務次官がおられますから、政務次官に伺いたいのであります。地方財政委員会においては都道府県並びに市町村の代表委員が出ておるのでありますが、果して今回のような、かような地方財政の非常に困窮している、従つて國民の譲り非常に窮屈であります。住民税は廣く一般的に取られる税であります。かような引上げによりまして、果してそういうような地方公共團體の責任者は、こういふようなものを確保する自信がおありかどうか、ということが、可なり議論されておるところであつたのであります。そういうようなところを一つざくばらんにお述べ願います。

○政府委員(堀東治君) その点は、西郷さんが我より前に政務次官をされておつて、よく御承知のことだと思いますが、こういふ問題についてはあるなお詫の通りいろ／＼議論もござります。併しどうも今のところ何としても取り易い税なものですから、この程度のことは仕方があるまいといふうに、皆んなの結論は落着いたのであります。特にざくばらんに申上げる程の余り大した、きさつもございませんで、この程度でいたし方ないといふうに落着いておる次第であります。

○西郷吉之助君 そうしますと、標準率の今回の引上げによりまして、この前新聞等でもちよつと見たかと存しまするが、非常に高額な分は大体どの位

或いは水産業等につきましても、いろ

なつておりますか、又実際に確保をす

源の補給という点からいいうならば、止するが、非常に高額な分は大体どの位

○政府委員(秋田保男) 総額ですか。  
○西郷吉之助君 一人当りのです。特  
殊のところは非常に高額だと思うので  
すが、大体その推定は一人当り多い場  
合は、どの位の額になりますか。  
○政府委員(秋田保男) 昨年、二十二  
年度の例を申しますと、これは額が四  
百五十円であります。そのとき総道  
府県において、一番高いところは標準  
率の五割増、市町村におきましては極  
端なところでは七倍位、十倍を取つた  
ものはなかつたと思いますが、七倍位  
のところが数ヶ町村あつた、二倍・三倍位  
は相当ありました。七倍取りました  
ところでは一般的な経常的財源に當て  
たというのではなくして、六・三割定  
額で貯えないのである部分を寄附金を割当  
て、住民税を基準としまして、半ば強  
制的に割当てるという場合が、相當に  
多くあります。國庫補助金や起  
債で貯えないのである部分を寄附金を割当  
て、住民税を基準としまして、半ば強  
制的に割当てるという場合が、相當に  
多くあります。我々としましては、かよ  
うなことをするならば、住民税を基  
準として何倍やつてもよろしいと  
いうことを申したので、そういうふ  
うに多額になつたわけであります。稅  
が高いことは好ましくないが、幸いに  
して稅が全住民に掛かる稅であります  
。従いまして、この稅率を決める場  
合においては、各町村におきましては  
總て町村会の議決を経るわけであります  
。全住民に關係することで、町村会の  
議決を経るものでありますから、そ  
こに本当の民主的判断がありまして、  
その議案等につきましても、相當慎重

な管理があると思いますから、恐らくこれが無駄な経費に当ててしまつたものはないと思います。どうしてもぎりぎり一杯高い負担率で、どうしても

○委員長(岡本愛祐君) まだ御質疑はあると思いますが、次会にお願いしますして、今日はこれで散会いたしたいと思います。

午後三時二十八分散会  
出席者は左の通り。

委員長 理事事務局長 岡本愛司君  
幹木順一君 三木治郎君  
深川里五郎君 鳥村西郷吉之助君  
太田敏兄君 小川久義君

ついでやつております。國庫補助金を借りて、住民税を基準としまして、半ば強制的に割当てるという場合が、相当地は好ましくないのですが、あります。つたのであります。我々としましては、かようなことをするならば、住民税を標準として何倍やつてもよろしいということを申したので、そういううちに多額になつたわけであります。稅が高いことは好ましくないが、幸いに

○政府委員(荻田保君) 非常にむずかしい問題だと思いますが、全國標準度といたましては、先ずこの程度で現状としては最高だと思います。特殊な國体では、止むに止まらない課税なども起ると思いますが、全國標準度と定めるとすれば、先ずこの程度と思します。

委員長 理事	岡本 鈴木 愛祐善井 順一并
國務大臣 國務大臣	西郷吉之助 西郷吉之助
政府委員 政府委員	木村 小左衛門 木村 小左衛門
地方財政事務次官 總理總事務官	太田 島村 島村 太田
總理總事務官 (地方財政委員會事務局長)	軍次君 軍次君
小川 敏兒君 久義君	小川 久義君 久義君
山村 萩田 末治君 山村 萩田 末治君	山村 萩田 末治君 山村 萩田 末治君
章君	章君

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局